

消費者支援機構関西は、3月31日に、「特定適格消費者団体」の認定申請を行いました。

特定非営利活動法人
消費者支援機構関西（略称：KC's）

2016年10月1日に施行された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」により、内閣総理大臣に認定された「特定適格消費者団体」が、消費者の被害回復のための訴訟を提起することができるようになりました。

消費者支援機構関西（以下、当団体）は、2017年3月31日（金）、消費者庁を通じて、内閣総理大臣宛てに、「特定適格消費者団体」の認定申請を行いました。

本日、午前11時30分に消費者庁に伺い、当団体の榎彰徳理事長より、消費者庁消費者制度課の加納克利課長に申請書類を手渡しました。

当団体は、認定を受けた場合に、円滑に被害回復関係業務を遂行できるよう、実務的な準備を着実にすすめてまいります。

※「特定適格消費者団体」の認定の申請を行ったのは、消費者機構日本（COJ）に続いて、2団体目となります。

※なお、消費者機構日本（COJ）は、2016年10月3日に申請し、同年12月27日に第1号の認定を受けています。

※適格消費者団体・特定適格消費者団体については、以下のURLをご参照ください。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/

【特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 プロフィール】（2017年3月31日現在）

Kansai Consumer's Support Organization（略称：KC's）

■沿革：・2005年12月3日、設立

- ・2006年4月3日、大阪府に「特定非営利活動法人」登記
- ・2007年8月23日、内閣総理大臣より「適格消費者団体」認定
- ・2015年1月9日、大阪市より「認定NPO法人」認定

■会員：団体13正会員、個人正会員97名、団体賛助会員49団体、個人賛助会員110名

■代表者：理事長 榎 彰徳、副理事長 片山 登志子

◇事務所住所：〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館

◇TEL：06-6945-0729 ◇Email：info@kc-s.or.jp ◇HP：www.kc-s.or.jp

◇営業時間：月曜日～金曜日（祝日除く）9時30分～18時00分